

千葉県意欲と能力のある林業経営者等の登録及び公募・公表要領

令和2年1月15日付け
森第1663号 農林水産部長通知

(趣旨)

第1 この要領は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）（以下「法」という。）第36条第1項及び第2項、「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）（以下「法の運用」という。）、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知、以下「長官通知」という。）で定める要件に適合する民間事業者の登録及び公表の方法等について、必要な事項を定める。

(林業経営者の定義)

第2 本要領の登録及び公募・公表の対象となる林業経営者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者であり、森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問わない。

(林業経営者の登録)

第3 知事は、県内において造林、保育、伐採その他の森林施業を行う民間事業者のうち、次の登録区分への登録を受けようとする林業経営者を公募する。

(1) 「意欲と能力のある林業経営者」

法第36条第2項の規定に基づき公表する民間事業者

(2) 「育成経営体」

長官通知3（2）に基づき選定し、「意欲と能力のある林業経営者」へと育成を図る民間事業者

2 前項による公募は、県全域で一括かつ年1回以上行うこととし、期間は30日とする。

(登録の申請)

第4 第3の1の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（様式1-1、1-2）及び誓約書（様式2）を知事に提出する。

- (1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地等）
- (2) 事業区域に関する情報
- (3) 組織に関する情報（役員数、職員数等）
- (4) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (5) 技術者・技能者に関する情報
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数等）
- (7) 地域への貢献、表彰実績、経営の健全性、指名停止処分等に関する情報
- (8) 事業量及び生産性等に関する情報（素材生産、造林等）
- (9) 生産管理又は流通合理化の取組に関する情報
- (10) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (11) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (12) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (13) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (14) コンプライアンスの確保に関する情報
- (15) 常勤役員の設置に関する情報
- (16) 民有林における森林整備の取組に関する情報
- (17) 経理状況に関する情報
- (18) その他知事が定める情報

2 前項の申請書には、次の(1)～(10)に掲げる書類を添付する。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）（以下「労確法」という。）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定林業事業主」という。）である場合は、(1)～(6)の書類の提出を省略することができる。

- (1) 登記事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人の場合）
- (2) 納税証明書

- (3) 労働者を雇用している場合は、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合は、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
(千葉県内で従事する者のみで可)
- (5) 就業規則を制定している場合は、その写し
- (6) 直近3か年の経理状況等が確認できるもの(貸借対照表及び損益計算書等)
- (7) 伐採・造林に関する行動規範を策定している場合にあつては、その写し
- (8) 表彰実績がある場合は、表彰状の写し及び過去2年間に指名停止処分等有る場合は内容を記載
- (9) 民有林整備事業(補助又は請負)の実績を証する書類で、完成、引き渡しが完了した当年度又は前年度の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し)
- (10) (6)において直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好でない場合にあつては、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書や県事業による経営改善指導結果等による今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが見込まれることを証明できる書類の写し
- (11) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して登録申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。

(市町村長による登録推薦)

第5 市町村長は、法の運用第13の5の規定に基づき、様式3による推薦書及び様式4による林業事業者からの同意書に第4に規定する書類を添えて、知事に登録すべき林業経営者を推薦することができる。

(登録の実施)

第6 知事は、第4による登録申請書の提出及び第5による推薦があつた場合において、当該申請の内容が法の運用第13の4の規定に基づき定めた、別記に掲げる基準にすべて適合すると認めるときは、林業経営者名簿(様式5)に登録する。

2 「意欲と能力のある林業経営者」への登録に申請した林業経営者について、「意欲と能力のある林業経営者」の基準には適合しないが、「育成経営体」の基準に適合する場

合は「育成経営体」として登録する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は登録を行わない。

(1) 第11の1の(3)及び(4)により登録を取り消された日から2年間を経過しないとき。

(2) 第6の規定にかかわらず、登録を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の(3)から(5)いずれかに該当する者であるときや該当しなくなつてから5年間を経過しないとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(4) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 登録申請書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき。

4 知事は前2項の規定により登録の可否を決定したときは遅滞なく、林業経営者名簿（様式5）への登録の可否通知書（様式6）により当該登録申請者に通知する。

(名簿の公表)

第7 知事は、第6の1及び2の規定に基づく登録を行ったときは、遅滞なく、林業経営者名簿（様式5）を県ホームページ等において公表する。

2 関係市町村への通知は、前項に定める名簿の公表をもって代える。

(登録の有効期間)

第8 第6の1及び2の登録の有効期間は、登録年月日から5年間とする。ただし、名簿に登録された林業経営者（以下「登録経営者」という。）が認定林業事業主である場合は、労確法の規定に基づき作成された改善計画と同期間とする。

2 登録経営者は、登録の有効期間の更新を受けることができる。更新は、第4から第6の手続きに準ずる。

(変更の届出)

第9 登録経営者は、第4の1の(1)の基本情報に変更があった場合は、速やかに知事に変更届出書（様式7-1）を提出しなければならない。

2 登録経営者は、第4の1の(2)～(17)に定める事項に変更があり、林業経営者名簿（様式5）に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、知事に変更申請書（様式7-2）を提出することができる。

3 知事は、第9の1から2までの規定に基づく変更の提出があり、その内容が第6の1及び2に定める基準に適合すると認めるときは、その提出があった事項を林業経営者名簿（様式5）に登録する。

4 第9の1及び2の規定による変更は、第6の規定を準用する。

5 知事は、前項に定める登録区分の変更をしたときは、速やかにその旨を名簿登録通知書（様式6）により当該登録経営者に通知するとともに、遅滞なく、更新した林業経営者名簿（様式5）を県ホームページにおいて公表する。

(状況報告)

第10 登録経営者は、登録申請書に記載した内容について3年次及び5年次の取組状況を取りまとめ、当該報告に係る事業年度の終了後3か月以内までに知事に実施状況報告書

(様式8)を提出しなければならない。

- 2 知事は前項の内容を確認し、必要に応じて登録経営者へ改善指導を行うことができる。
- 3 知事は第1項による状況報告書及び第2項による改善指導結果等を踏まえ、その内容が別記の基準に適合すると認める場合は第9の規定による林業経営者名簿(様式5)の更新を行う。

(登録の取消)

- 第11 知事は、登録経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。
- (1) 登録経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - (2) 登録経営者から様式9による申し出があった場合
 - (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - (4) 第6の3の(2)に該当した場合
 - (5) 登録経営者が別記の基準に適合しなくなり、知事が指導し改善されなかったと認められる場合
 - (6) その他知事が判断した場合
- 2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、その旨を様式10により当該登録経営者に通知するとともに、関係する市町村に通知する。ただし、前項の(1)に該当する場合にあってはこの限りでない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく登録の取消をしたときは、遅滞なく、名簿(様式5)を更新し、県ホームページにおいて公表する。

(書類の提出)

- 第12 登録申請書は、知事が別に定める期日までに、登録申請者の主たる事務所の所在地を管轄する林業事務所に正副2部(電子ファイルで提出した書類は1部)を提出する。なお、主たる事務所の所在地が千葉県外にある登録申請者にあっては、県内の主たる事業区域の所在地を管轄する林業事務所に正副2部(電子ファイルで提出した書類は1部)を提出する。
- 2 登録経営者が知事に対して行う書類の提出は、前項に準じる。

3 林業事務所長は前各項により提出のあった場合、1部を農林水産部長宛てに進達する。

附則（令和2年1月15日森第1663号）

この要領は、令和2年1月15日から施行する。

附則（令和3年7月29日森第809号）

この要領は、令和3年7月29日から施行する。

附則（令和4年6月27日森第764号）

この要領は、令和4年6月27日から施行する。

附則（令和5年1月27日森第2790号）

この要領は、令和5年1月27日から施行する。

附則（令和5年8月14日森第1113号）

この要領は、令和5年8月14日から施行する。